

四日市市告示第162号

四日市市社会福祉事務所老人ホーム入所判定委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年 3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市社会福祉事務所老人ホーム入所判定委員会設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市社会福祉事務所老人ホーム入所判定委員会設置要綱（昭和60年四日市市告示第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、福祉事務所高 齢福祉課において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、福祉事務所介 護・高齢福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)